

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第2回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	令和5年3月31日（金）午後2時～午後2時30分
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	
会 議 次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>(1) 令和5年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 令和4年スタントマンを活用した自転車安全教室について</p> <p>(2) 交通安全計画の進捗状況について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉 会</p>
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名	別紙のとおり
提 出 資 料	<p>資料1 都内・管内の交通事故発生状況について</p> <p>資料2 令和5年春の交通安全運動市内広報文（案）</p> <p>資料3 スタントマンを活用した自転車安全教室について</p> <p>資料4 小金井市交通安全計画内における交通事故等資料一覧</p> <p>資料5 小金井市交通安全推進協議会委員名簿</p> <p>東京都発行チラシ「あなたにもかぶって欲しいヘルメット」</p> <p>警察提供 交通安全情報 3部</p> <p>【事前配布資料】</p> <p>令和5年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）</p>

令和4年度第2回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 令和5年3月31日（金）午後2時～午後2時30分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎8階 801会議室

3 内 容

1 開 会

2 議 題

(1) 令和5年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

3 報告事項

4 その他

5 閉会

4 出席者

【委 員】（敬称略）

桐島 俊彦、吹春 保隆、飯泉 和久、飯田 成信、朝野 智彦、森田 常次、市川 由記、小山 定男、土屋 和子、須崎 登、遠藤 賢二、高橋 秀幸

【小金井市】

花野 彰彦（都市整備部交通対策課長）、大関 勝広（都市整備部交通対策課交通対策係長）、益子 孝志（都市整備部交通対策課交通対策係主事）

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【事務局】開会、資格審査、配布資料の確認、新たな委員の紹介

- それでは、小山会長からご挨拶をいただきたいと思います。
小山会長、お願いします。

（小山会長） 挨拶

- ありがとうございます。
- それでは、以上をもちまして、報告事項等を終了させていただきます。
- いただき、会長へ引き継がせていただきます。
- 小山会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【会 長】

- それでは、進行を引き継がせていただきます。
- 議題の(1)令和5年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】・・・交通対策主事

令和5年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について説明

【会 長】

- 事務局からの説明がおわりましたが、この件に関し、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

・・・質疑応答・・・

【会 長】

- 無いようでしたら、本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

・・・異議なし・・・

【会 長】

- ご異議がありませんので、「令和5年春の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定いたします。恐縮ではございますが、カッコ書きの（案）を消していただきますようお願いいたします。

【会 長】

- 次に、報告事項の(1)令和4年スタントマンを活用した自転

車安全教室について、及び(2)交通安全計画の進捗状況についての2件を一括で、事務局から説明をお願いします。

【事務局】・・・交通対策主事

資料3及び資料4について説明

【会 長】

- 事務局からの説明が終わりました。これらの件に関し、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

・・・・・・質疑応答・・・・・・

【会 長】

- 無いようでしたら、報告事項を終了いたします。

【会 長】

- 次に、その他について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】・・・交通対策係長

- まず冒頭に資料の確認の中で、小金井警察署からご提供いただいたチラシ3枚について、警察署よりご説明いただけるので、お願いいたします。

【警察署】

- 田中課長より、交通情報のチラシ3枚について説明

【事務局】・・・交通対策主事

委員報酬について説明

- 次回開催について8月を予定しておりますので委員の皆様のご協力をお願いいたします。

【会 長】

- それでは以上で、本日の会議内容はすべて終了となりますが、最後に、全体を通して何かがご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

無ければ、これで令和4年度第2回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

令和4年度 第2回

小金井市交通安全推進協議会次第

日 時 令和5年3月31日（金）午後2時から
場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和5年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

3 報告事項

- (1) 令和4年スタントマンを活用した自転車安全教室について
- (2) 交通安全計画の進捗状況について

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

- ・資料1 都内・管内の交通事故発生状況について
- ・資料2 令和5年春の交通安全運動市内広報文（案）
- ・資料3 スタントマンを活用した自転車安全教室について
- ・資料4 小金井市交通安全計画内における交通事故等資料一覧
- ・資料5 小金井市交通安全推進協議会委員名簿
- ・東京都発行チラシ「あなたにもかぶって欲しいヘルメット」

【事前配布資料】

- ・令和5年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）

令和5年
春の小金井市交通安全運動

5月11日(木)～20日(土)

推進要領(案)

～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～

交通ルールを正しく守りましょう！
交通マナーを実践しましょう！

5月20日(土)は 交通事故死

ゼロを目指す日です。

小金井市
交通安全推進協議会

第1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第2 スローガン

世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して

第3 期 間

- 1 令和5年5月11日(木)から20日(土)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(土)

第4 主催機関

小金井市
小金井市交通安全推進協議会
警視庁小金井警察署
小金井警察署管内交通安全協会
関係機関及び団体

第5 運動の重点

- 1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底
- 5 二輪車の交通事故防止

第6 具体的な推進要領

1 運動の重点に対する推進要領

(1) こどもを始めとする歩行者の安全の確保

令和4年中の都内交通事故死者数は132名で、歩行中死者数は50名、37.9%となっております。中学生以下の子供の死者数は1名、高齢者の死者数は30名となっております。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなどの基本的な交通ルールを守りましょう。○自らの安全を守る交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝えましょう。○保護者や周囲の大人が交通ルールを守り、お手本となりましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○歩行者事故は道路横断中時に多く、早めのライト点灯を心掛け、歩行者の見落としに注意しましょう。○横断歩道外横断にも注意しましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○職場では通学路を含めた子供が多く通る場所を確認し、注意して通行しましょう。○学校では、日頃から交通安全について指導しましょう。

(2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

交通死亡事故の第1当事者の多くは自動車で、歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生し、横断歩道横断中の歩行者の死亡事故における車両等側の多くに横断歩行者妨害等の法令違反が認められます。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう。○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○トワイライト・オン運動の実施 日没より早めに前照灯を点灯し、夕暮れ時の交通事故を防止しましょう。○ゆずり合いの気持ちをもって、思いやりのある運転を心掛けましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○通学路、日頃の通り道等の危険個所を再点検しましょう。○アルコール検知器の使用、ハンドルキーパー運動の促進等の取り組みを推進しましょう。

(3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和4年中の自転車事故死者数は30人で、都内交通事故による死者数132人の22.7パーセントを占めており、ヘルメット非着用の自転車乗車中死者の人身損傷主部位は、頭部が約6割となっております。

<p>家庭・地域 では</p>	<p>○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。 ○自転車に乗車する時は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用 </div>
<p>運転者は</p>	<p>○自転車も車両です。信号や一時停止の標識を守りましょう。 ○販売店等で定期的に点検整備を受けるとともに、万が一の事態に備えヘルメットを着用し損害賠償保険等に参加しましょう。 ○夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。 ○二人乗り、並進、傘差し運転や、スマートフォン、イヤホン使用等の危険な運転は絶対に止めましょう。</p>
<p>職場・学校 等では</p>	<p>○自転車通勤・通学する者がいる場合は、自転車を安全に利用するよう、周知に努めましょう。 ○業務に自転車を使用する事業者は、点検整備、ヘルメット着用、保険加入等利用者に対する交通ルール遵守を徹底しましょう。</p>

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

自転車側の高額賠償例

○歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。

(神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円)

○夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害

(横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円)

※ 自転車についても、損害賠償保険等に参加しましょう。

(4) 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

利用者の増加に伴い、飲酒運転や信号無視、歩道通行等の悪質・危険な運転をする利用者が後を絶たない現状から、利用する際に必要な情報について周知する必要があります。また、7月に施行予定の改正道路交通法により、一定の条件下において運転免許が不要になること等についても、正しく周知する必要があります。

家庭・地域 では	○電動キックボードの運転は原動機付自転車を運転できる免許が必要で、車道通行やヘルメットの着用義務等があり道路交通法を遵守しなければなりません。
運転者は	○制動装置、前照灯、後写鏡等の構造や装置について整備、確認し運転しましょう。
職場・学校 等では	○時間的余裕を持った計画的な運転を心掛け、実施できるよう努めましょう。 ○運行前には、運転者の体調を確認し、飲酒運転させないよう管理を徹底しましょう。

(5) 二輪車の交通事故防止

令和4年中の都内の二輪車（原動機付自転車を含む）乗車中の交通事故死者数は40人で、総事故死者数132人の30.3パーセントとなっております。

家庭・地域 では	○二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。 ○二輪車事故の占める割合が高いことなどについて注意喚起しましょう。 ○交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。
運転者は	○カーブの手前では十分に速度を落とすなど、自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。 ○ヘルメットを正しく被り、プロテクターで体を守りましょう。 ○車の運転手も二輪車の特性を理解して運転しましょう。
職場・学校 等では	○出勤、退勤の時間帯の事故発生が特に多くなっており、ゆとりを持った運転に努めてください。

2 主催機関の推進事項

主 催 機 関	推 進 事 項
小金井市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整 ○ 市報、ホームページ、広報車等の広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開、市内鉄道駅周辺等に「交通安全運動実施中」ののぼり旗を設置する等、地域実態に応じた交通安全普及啓発活動 ○ トワイライト・オン運動の推進
警視庁小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報啓発活動及び交通安全教育の推進 ○ 交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底 ○ 関係機関・団体との連携の強化
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故多発路線等における安全対策の推進 ○ 道路パトロール等による交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備 ○ 各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加 ○ トワイライト・オン運動の推進
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加 ○ 職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進及び自転車用ヘルメットの着用促進 ○ トワイライト・オン運動の推進
小金井警察署管内交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種行事の開催による交通安全活動の推進 ○ 会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進 ○ 各種広報媒体を活用した積極的な広報活動 ○ トワイライト・オン運動の推進
小金井市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校への運動の周知徹底と授業等での交通安全に対する意識付け ○ 安全に道路を通行することに関する日常生活における保護者から児童に対する安全教育の推進 ○ 各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進 ○ 自転車利用者に対するヘルメット着用の促進

資料1

小金井市交通安全 推進協議会資料	都内・管内の交通事故発生状況について	令和5年3月8日 小金井警察署 交通課
---------------------	--------------------	---------------------------

1 都内・管内（各市内）の交通事故発生件数～令和4年中

	発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数
都内	30,170件 +2,572件	132人 +2人	1509人 +25人	28,529人 +2,545人
管内	336件 +43件	1人 +1人	19人 +11人	316人 +31人
小金井市	180件 +18件	0人 ±0人	8人 +3人	172人 +15人
国分寺市	158件 +27件	1人 +1人	11人 +8人	146人 +18人

- 都内では、発生件数、負傷者数は増加しており、死者数も増加している。
- 管内では、発生件数、死者数、負傷者数の全てにおいて増加している。
- ◎ 小金井市内では、発生件数、重軽傷者ともに増加傾向。
- 国分寺市内では、発生件数、死者数、負傷者数の全てにおいて増加している。

2 管内交通事故の特徴～令和4年中

- (1) 昼夜間別～昼間帯263件、夜間帯84件
昼間帯が夜間帯の約3倍発生している。
- (2) 時間帯別～8～10時73件、16～18時53件、14～16時42件、
18～20時件
午後及び朝の出勤時間帯、日没直後に多い。
- (3) 事故類型～追突78件、出会い頭66件、車両単独50件
幹線道路での追突、生活道路での出会い頭、交差点内の事故が多い。
- (4) 通行目的～買い物118件、業務71件、出勤63件（加害・被害者合計）
買い物への行き帰り、出勤途中、業務での運転中に事故に関与。
- (5) 年齢層別～加害者～40歳代66件、50歳代57件、30歳代41件
 被害者～50歳代59件、40歳代51件、30歳代48件
40歳代、50歳代の働き盛りの運転者の事故が目立つ。
- (6) 関与率 ～子供関与 6.5%（都内平均 5.1%）
 高齢者関与 35.4%（都内平均 32.4%）
 飲酒関与 0.8%（都内平均 0.7%）
 自転車関与 47.3%（都内平均 46.0%）
都内平均を超えているのは4項目。

3 小金井警察署の今後の取組

今後も年初に掲げた「子供」「高齢者」「自転車」の3項目の交通事故防止対策を中心に取り組んでいく。

令和 5 年春の交通安全運動市内広報文（案）

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

5月11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっばいに広げて、交通事故をなくしましょう。

「たくさんの 笑顔が走る 首都東京」

市民の皆さん

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。少しでもお酒を飲んだら絶対に運転をしないでください。また飲酒運転をしようとしている人がいたら、どうか周りの人が注意をしてやめさせてください。

「アウトです 飲んで乗る人 乗せる人」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

5月11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

二輪ライダーの皆さん

二輪車による交通事故が増えています。スピードの出しすぎや、無理な追い越しは大変危険です。また、交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とすなど、安全な走行に心掛けましょう。

「磨くのは 技術とマナーと 思いやり」

ドライバーの皆さん

子どもと高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を保持し、思いやりのある運転をしましょう。

日暮れ時は事故が多くなります。日没より早めにライトを点灯し、交通事故を防ぎましょう。

「歩行者を 守るあなたの 優しい目」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

5月11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

よい子の皆さん

車は急に止まれません。道路に飛び出すのは絶対にやめましょう。道路を渡る時は、必ず止まって左右をよく見て車が止まるのを確認してから渡りましょう。

資料 2

「まあだだよ 左右見てから もういいよ」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

5月11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

自転車でご通行中の皆さん

自転車の交通事故が増えています。

自転車保険に加入し、ヘルメットを着用しましょう。

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用やイヤホン使用で音楽を聴く等の危険な運転は絶対にやめましょう。

自転車は車道が原則、歩道は例外、車道を走る時は左側を通行しましょう。

信号無視、スピードの出し過ぎなどは交通違反です。

歩道は歩行者が優先です。注意し、ゆっくり走りましょう。

放置自転車は、歩行者や車椅子の通行に大変迷惑となりますので絶対やめましょう。

「自転車も 正しいマナーと 思いやり」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

5月11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

高齢者の皆さん

お年寄りの交通事故が増えています。事故にあってしまったお年寄りの多くが、長い経験から「自分は交通事故に遭わない」と思い込んでいます。

自分の運転を再確認して、少しでも不安があったら、運転免許の自主返納を考えましょう。

ご家庭でも、自主返納について話し合しましょう。

安全運転を支援する、セーフティ・サポートカーの利用も考えましょう。

「ひと呼吸 焦らずゆっくり 踏むペダル」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

5月11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われています。

ドライバーの皆さん

シートベルトを締めていますか。シートベルトを締めていればケガも防げた、という交通事故が後を絶ちません。助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを締めてください。シートベルトは、「あなたや家族を守る命綱」です。

車に乗ったら先ずシートベルト、そして、小さなお子様には、必ず体格にあったチャイルドシートを正しい方法で着用しましょう。

「安心の 絆をつなぐ シートベルト」

スタントマンを活用した自転車安全教室について

令和4年11月24日（木）東中学校校庭

区 分	受講者数（人）
生徒	274
教職員	21
小金井市議会議員	2
小金井市交通安全推進協議会委員	2
合 計	299



スタントマンを活用した自転車安全教室について

令和4年12月16日（金）緑中学校校庭

区 分	受講者数（人）
生徒	580
教職員	35
合 計	615



小金井市交通安全計画内における交通事故等資料一覧

- 1 令和8年度までに、死傷者数を令和2年の死傷者数である170人から3割以上減少させることを目指します。(死傷者数119人以下を目標とします。) 表6参照
- 2 令和8年度までに、自転車に関する事故における自転車関与率を令和2年の50%から10%以上減少させることを目指します。(自転車関与率40%以下を目標とします。) 表11参照

表5 東京都内の交通事故発生件数等(P4)

区分 年	件数	死亡	負傷	人口10万人当たりの死傷者数	
	(件)	(人)	(人)	死者数(人)	負傷者数(人)
H29	32,763	164	37,994	1.19	276.2
H30	32,590	143	37,443	1.03	270.1
R元	30,467	133	34,777	0.95	249.3
R2	25,642	155	28,888	1.11	206.9
R3	27,598	133	30,836	0.95	220.4

表6 小金井市内の交通事故発生件数等(P4)

区分 年	件数	死亡	負傷者	合計
	(件)	(人)	(人)	(人)
H29	204	0	224	224
H30	185	0	206	206
R元	158	0	173	173
R2	154	0	170	170
R3	162	0	174	174



表7 小金井市内の高齢者(65歳以上)、子ども(中学生以下)、二輪車、自転車の死傷者数と全死傷者数に対する割合(P5)

区分 年	高齢者		子ども		二輪車		自転車	
	死傷者 (人)	%	死傷者 (人)	%	死傷者 (人)	%	死傷者 (人)	%
	H29	42	18.8	14	6.3	34	15.2	86
H30	38	18.4	19	9.2	23	11.2	94	45.6
R元	31	17.9	14	8.0	32	18.5	72	41.6
R2	33	19.4	13	7.6	23	13.5	72	42.4
R3	32	18.4	11	6.3	27	15.5	57	32.8

表8 小金井市内の交通事故年齢別死傷者数(P5)

(単位:人)

区分 年		子ども			中学卒~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳代	65歳以上	合計
		幼児	小学生	中学生								
H29	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	3	9	2	12	34	30	44	36	12	42	224
	合計	3	9	2	12	34	30	44	36	12	42	224
H30	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	5	10	4	16	33	27	37	29	7	38	206
	合計	5	10	4	16	33	27	37	29	7	38	206
R元	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	5	6	3	14	21	27	38	24	6	31	173
	合計	5	6	3	14	21	27	38	24	6	31	173
R2	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	4	8	1	10	17	20	35	29	13	33	170
	合計	4	8	1	10	17	20	35	29	13	33	170
R3	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	7	3	5	33	29	31	22	11	32	174
	合計	1	7	3	5	33	29	31	22	11	32	174

表11 小金井市内の自転車関与事故件数(P9)

区分 年	発生件数	自転車関与事 故件数	自転車関与率 (%)
H29	204	90	44.1
H30	185	99	53.5
R元	158	75	47.5
R2	154	77	50.0
R3	162	65	40.1

★

表12 小金井市内の自転車乗車中交通事故年齢別死傷者数(P9)

(単位:人)

区分 年		子ども			中学卒 ~24歳	25歳 ~39歳	40歳 ~64歳	65歳 ~74歳	75歳 以上	合計
		幼児	小学生	中学生						
H29	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	5	2	19	10	32	9	9	86
	合計	0	5	2	19	10	32	9	9	86
H30	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	3	3	3	20	19	24	9	13	94
	合計	3	3	3	20	19	24	9	13	94
R元	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	1	2	19	13	24	7	5	72
	合計	1	1	2	19	13	24	7	5	72
R2	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	2	7	1	7	16	23	7	9	72
	合計	2	7	1	7	16	23	7	9	72
R3	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	0	2	10	11	23	5	6	57
	合計	0	0	2	10	11	23	5	6	57

表13 市内高齢者(65歳以上)交通事故状況別死傷者数(P11)

(単位:人)

区分 年	歩行中	自転車 運転中	その他	内 訳		
				死亡	負傷者	合計
H29	7	18	17	0	42	42
H30	7	22	9	0	38	38
R元	6	12	13	0	31	31
R2	5	16	12	0	33	33
R3	7	18	17	0	42	42

表14 小金井市内の子ども(中学生以下)の交通事故状況別死傷者数(P12)

(単位:人)

状況 年	歩行中	自転車 運転中	その他	内 訳		
				死亡	負傷者	合計
H29	5	7	2	0	14	14
H30	10	6	3	0	19	19
R元	7	3	4	0	14	14
R2	3	9	1	0	13	13
R3	5	7	2	0	14	14

小金井市交通安全推進協議会委員名簿

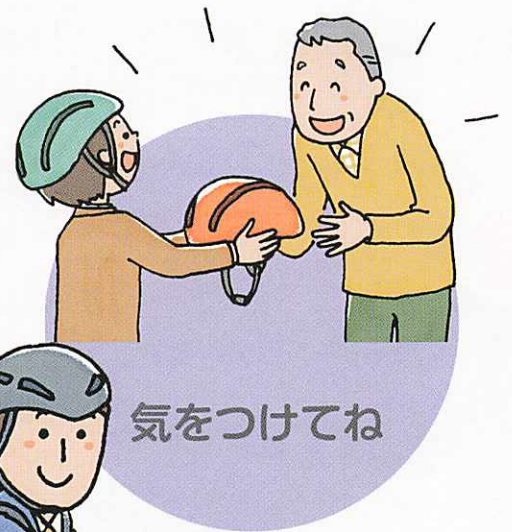
令和5年3月1日現在

No.	職名	氏名	備 考 (推薦団体等)
1	委員	桐島 俊彦	警視庁小金井警察署 (署長)
2	委員	吹春 保隆	小金井市議会 (議員)
3	委員	飯泉 和久	東京消防庁小金井消防署 (署長)
4	委員	飯田 成信	日本郵便株式会社 (小金井郵便局長)
5	委員	浅野 智彦	小金井市教育委員会 (委員)
6	委員	延 毅彦	小金井市教育委員会 (市立小金井第四小学校長)
7	委員	金井 誠	小金井市教育委員会 (市立緑中学校長)
8	委員	森田 常次	都立多摩科学技術高等学校 (校長)
9	委員	市川 由記	小金井市私立幼稚園協会
10	委員	渡辺 昭子	小金井警察署管内交通安全協会
11	委員	小山 定男	小金井警察署管内交通安全協会
12	委員	中嶋 登	小金井市悠友クラブ連合会
13	委員	土屋 和子	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会
14	委員	信山 重広	武蔵小金井・東小金井駅連絡協議会
15	委員	須崎 登	東京むさし農業協同組合小金井支店
16	委員	山城 裕路	小金井市商工会 (理事)
17	委員	波多野 典子	小金井市商工会 (理事)
18	委員	遠藤 賢二	(株)尾久自動車
19	委員	高橋 秀幸	京王バス(株)府中営業所
20	委員	清本 秋男	(一社)東京都トラック協会多摩支部

※ 任期は令和6年4月30日まで

あなたにもかぶって欲しい ヘルメット

道路交通法が改正され、
法律でもヘルメット着用が
努力義務になります



「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、
自転車利用者のヘルメット着用が既に努力義務化されています。
東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課 TEL.03-5388-3127



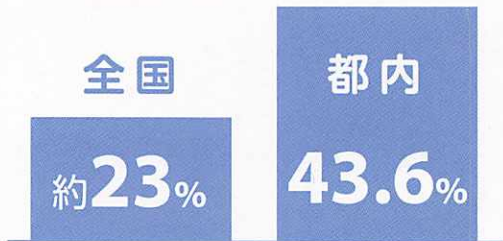
東京都
リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

大人も子供もヘルメットをかぶって 自転車を安全に利用しましょう

安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ



都内は交通事故全体に占める
自転車関与事故の割合が高い



※警視庁「自転車事故推移(令和3年中)」

自転車事故による死者のうち、
約8割が「頭部」の損傷が主因で亡くなっ
ているのを知っていますか？



18人中14人が
頭部に損傷を
受けています。

(令和3年) ※警視庁統計より作成

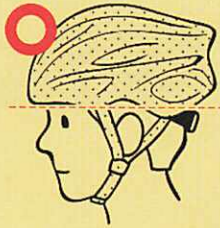
ヘルメットを正しく着用することにより
頭部損傷による死者の割合はおよそ

1/4 に低減

※イタルデザインフォーメーション「交通事故分析レポートNo.97」より作成

ヘルメットの正しい着用方法

1 正しい角度で装着



2 ヘルメットの先端がまゆ毛のすぐ上にくるように
角度を合わせ、左右均等にかぶる

3 あごとあご紐の間に人差し指一本入れられるか確認

4 耳元のV字部分のねじれチェック

※樹オージーケーカブトHelmet Guide「ヘルメットをかぶろう」より作成

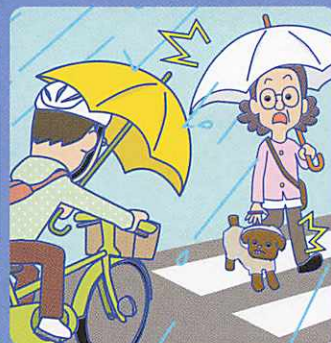
一時不停止や信号無視などの交通ルール違反による事故が多発しています。



一時不停止



信号無視



傘さし運転



スマートフォン等のながら運転



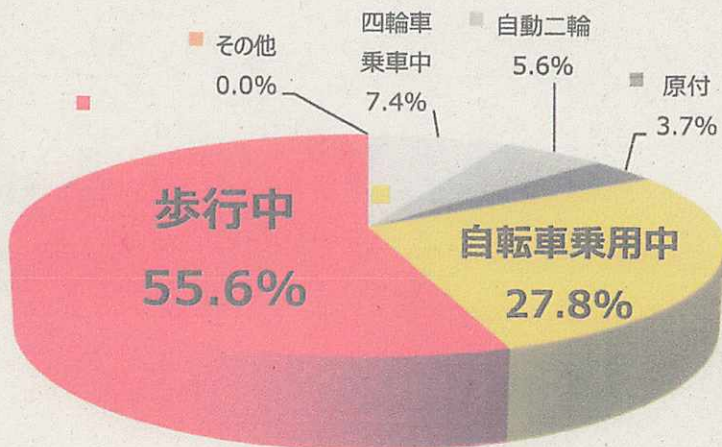
令和4年 高齢者の交通死亡事故は54件発生！

時間帯別では昼間帯（6時～18時）が多く、特に12時～14時が最多（10人）となっています



状態別では歩行中（30人）の死亡事故が最も多く、次に自転車乗用中（15人）となっています

状態別死者数



慣れた道も 注意!!

思い込みは 禁物!!

いつもの道でも
安全確認忘れない!

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!





こども



SAFETY ACTION

キャンペーン



通学路における新入学児童等の保護
誘導活動を行います



通学路の安全を確保するため官民一体
となった合同パトロールを行います



歩行者の安全確保のため交通違反の
指導取締りを強化します

キャンペーン実施期間

4月6日(木)～4月15日(土)



こどもの命を守るため
皆様のご協力をお願いします

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>



交通安全情報



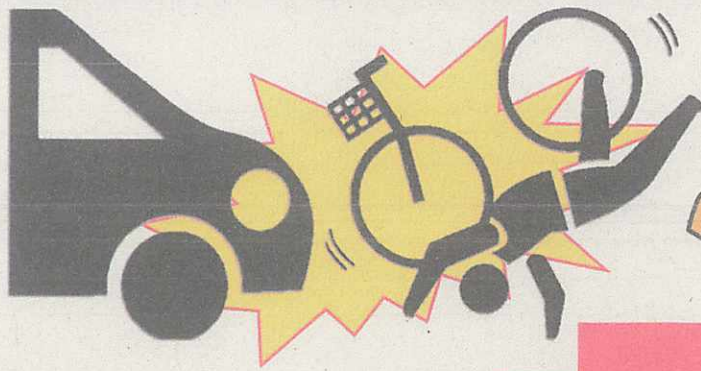
警視庁交通部

知っていますか？



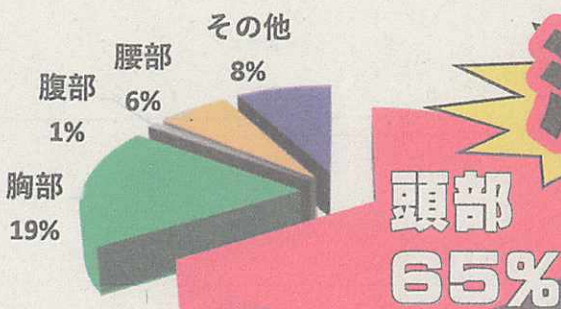
2023年4月1日から自転車利用者はヘルメットの着用に努めなければなりません。

※道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正法」という。)では、2023年4月1日から全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務を課す規定が設けられます。

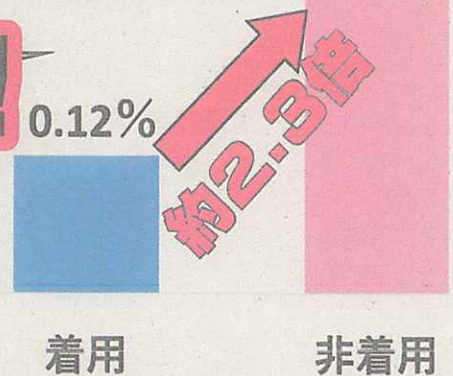


ヘルメットをかぶらず
事故に遭うと

自転車死亡事故損傷部位(平成30年~4年)



ヘルメット着用状況別の致死率(平成30年~4年)



注目!

自転車に乗る時

大人も、子どもも

ヘルメット

かぶっていますか？
かぶらせていますか？

警視庁交通部
特設サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetvaction.tokvo/>



